

オーストラリアの 2022 年気候変動法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主幹 海外立法情報調査室 内海 和美

目 次

はじめに

I 2022 年気候変動法の制定に至るオーストラリアの気候変動政策の推移

- 1 第3次ホーク内閣（労働党）からハワード内閣（保守連合）まで：1987～2007年
- 2 ラッド内閣（労働党）からギラード内閣（労働党）まで：2007～2013年
- 3 アボット内閣（保守連合）からターンブル内閣（保守連合）まで：2013～2018年
- 4 モリソン内閣（保守連合）：2018～2022年
- 5 アルバニー内閣（労働党）：2022年～

II セーフガード・メカニズムと 2022 年気候変動法の改正

- 1 セーフガード・メカニズムとは
- 2 2022 年気候変動法の改正

III 気候変動法の構成及び概要

- 1 構成
- 2 概要

おわりに

翻訳：2022 年気候変動法

キーワード：気候変動政策、パリ協定、セーフガード・メカニズム、オーストラリア炭素クレジットユニット（ACCU）

要 旨

2022年5月の総選挙において、気候変動対策を優先課題に掲げる労働党が保守連合政権に勝利し、9年ぶりの政権交代が実現した。新たに発足したアルバニー内閣は、パリ協定第4条に基づき国連気候変動枠組条約事務局へ提出した「自国が決定する貢献」の中で示した温室効果ガス（Greenhouse Gas: GHG）排出削減目標（2030年までに2005年比で43%削減、2050年までにネット・ゼロを目指す。）を、国内法に規定する法律案を連邦議会に提出し、2022年9月、「2022年気候変動法」が制定された。

同内閣は、2023年4月、GHG排出削減目標の達成を確実にするための法律を制定し、「2007年国家温室効果ガス及びエネルギー報告法」を改正して既存のGHG排出削減制度（セーフガード・メカニズム）の強化や新しい炭素クレジットの創設を行うとともに、「2022年気候変動法」を改正してセーフガード・メカニズムに関連する気候変動・エネルギー大臣の権限拡大等を新たに規定した。

はじめに

オーストラリアでは、同国気象局（Bureau of Meteorology）が観測を開始した1910年から2022年までの間に、気温が平均 1.47 ± 0.24 度（摂氏）上昇した。また、1900年以来、海面水温は平均1.05度（同）上昇し、このことが、陸地及び海上に異常な高温をもたらす頻度を増加させているとされる⁽¹⁾。オーストラリア南西部では、1970年以降の4～10月の平均降水量は、1900～1969年の期間と比較して約15%減少し、南東部においても、2000～2021年の4～10月の平均降水量は、1900～1999年の期間と比較して約10%減少している⁽²⁾。

近年、洪水、山火事、干ばつ、沿岸部の高潮など異常気象による被害が多発しており⁽³⁾、オーストラリアの人々の気候変動への関心が高まっている⁽⁴⁾。気候変動対策は、2022年5月21日に実施された連邦議会総選挙でも大きな争点となり、気候変動対策への取組が消極的であると批判されたモリソン（Scott J. Morrison）保守連合（自由党、国民党）内閣（当時）に対し、選挙公約に気候変動対策を優先課題として掲げた労働党（アルバニー（Anthony N. Albanese）

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年1月16日である。

(1) Bureau of Meteorology, "State of the Climate 2022," 2022, pp.2, 4. <<http://www.bom.gov.au/state-of-the-climate/2022/documents/2022-state-of-the-climate-web.pdf>>

(2) *ibid.*, p.7.

(3) 一例として、2019年9月頃発生した森林火災が、南東部の州（ヴィクトリア州、ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州）を中心に大規模化して2020年2月頃まで続き、甚大な被害が生じた事例が挙げられる。焼失面積は2400万ヘクタール（オーストラリア全面積の3.1%）以上、33人が命を失い、犠牲となった又は生息場所を失った動物は約30億匹、経済的損失は100億豪ドル以上と言われる。Royal Commission into National Natural Disaster Arrangements, "Royal Commission into National Natural Disaster Arrangements Report," 2020.10.28, p.5. <<https://www.royalcommission.gov.au/system/files/2020-12/Royal%20Commission%20into%20National%20Natural%20Disaster%20Arrangements%20-%20Report%20%20%5Baccessible%5D.pdf>> 1豪ドルは、約97.5円（令和6年1月分報告省令レート）。

(4) James Prest, "Climate Change Bill 2022 [and] Climate Change (Consequential Amendments) Bill 2022," *Bills Digest*, No.12, 2022-23, 2022.9.5, p.13. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/8765176/upload_binary/8765176.pdf;fileType=application/pdf>

党首（当時）が支持を伸ばし、9年ぶりの政権交代が実現した⁽⁵⁾。アルバニー内閣は、前内閣よりも高い温室効果ガス（Greenhouse gas: GHG）排出削減目標を掲げるとともに、それを法定化するため「2022年気候変動法」の成立を目指した。

本稿は、アルバニー内閣の下で2022年9月に制定された「2022年気候変動法」⁽⁶⁾及び2023年4月の同法の一部改正⁽⁷⁾を扱う。Iで1980年代後半から「2022年気候変動法」制定までのオーストラリアの気候変動政策の推移を概観し、IIで同法の一部改正、IIIで一部改正を含む「2022年気候変動法」の概要を解説する。あわせて、同法の全訳を付す。

なお本稿では、制定時の2022年気候変動法を「2022年気候変動法」、一部改正が反映された2022年気候変動法を「気候変動法」と表記することとする。

I 2022年気候変動法の制定に至るオーストラリアの気候変動政策の推移

1 第3次ホーク内閣（労働党）からハワード内閣（保守連合）まで：1987～2007年

オーストラリアの気候変動問題への取組は、1987年11月30日から同年12月4日までヴィクトリア州のモナシュ大学（Monash University）で開催された南半球気候科学フォーラム「グリーンハウス会議（Greenhouse Conference）」⁽⁸⁾において、今後30～50年の間に同国にもたらされ得る気候変動の脅威について同国の科学者達が初めて公式に警鐘を鳴らしたことに始まる。

1990年6月、気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change: IPCC）第一次評価報告書⁽⁹⁾において、人間の活動によるGHGの増加と、それがもたらす地球環境への影響が指摘され、労働党・ホーク（Robert J. L. Hawke）内閣は、同年10月11日、オーストラリアのGHG排出削減目標として2005年までに1988年の水準より20%削減することを発表した⁽¹⁰⁾。

1996年3月11日、労働党・キーティング（Paul J. Keating）内閣から保守連合・ハワード（John W. Howard）内閣へ政権交代すると、気候変動への取組は減速する。

1997年12月11日、気候変動枠組条約京都議定書⁽¹¹⁾が採択され、第一約束期間（2008年から2012年まで）における、削減対象となるGHG（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）ほか）の削減目標の取決めがなされた。この中で、EU⁽¹²⁾（削減基準年（原

(5) 内海和美「【オーストラリア】2022年連邦議会総選挙結果—9年ぶりの政権交代—」『外国の立法』No.292-1, 2022.7, p.42. <<https://doi.org/10.11501/12302077>>

(6) 後掲注(39)

(7) 後掲注(46)

(8) “GREENHOUSE conferences.” Australian Climate Change Science Program website <<https://www.cawcr.gov.au/projects/Climatechange/impact/policy-relevant-science/conferences/>> この会議の成果は、G. I. Pearman ed. *GREENHOUSE: Planning for climate change*, Clayton South VIC: CSIRO Publishing, 1988として出版されている。

(9) J. T. Houghton et al., eds., *Climate Change: The IPCC Scientific Assessment*, Cambridge: Cambridge University Press, 1990, p.5. <https://www.ipcc.ch/site/assets/uploads/2018/03/ipcc_far_wg_I_full_report.pdf>

(10) “Joint statement: Government sets targets for reductions in greenhouse gases,” 1990.10.11. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/2209922/upload_binary/2209922.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22media/pressrel/2209922%22>

(11) 「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/t_020413.pdf>

(12) 1997年時点の加盟国は次の15か国。イタリア、オランダ、ドイツ、フランス、ベルギー、ルクセンブルク、デンマーク、アイルランド、イギリス、ギリシャ、ポルトガル、スペイン、オーストリア、フィンランド、スウェーデン。

則 1990 年) 比 8% 減)、アメリカ (同 7% 減)、カナダ・日本・ハンガリー・ポーランド (同各国 6% 減)、ニュージーランド・ロシア・ウクライナ (同各国 0%) の目標に対し、オーストラリアは同 8% の増加で合意した⁽¹³⁾。オーストラリアは、京都議定書を 1998 年 4 月 24 日に署名した⁽¹⁴⁾ が、その後 2007 年 12 月 3 日まで続いたハワード内閣の期間中は、批准しなかった。

2 ラッド内閣 (労働党) からギラード内閣 (労働党) まで: 2007 ~ 2013 年

2007 年 11 月 24 日の連邦議会総選挙で、気候変動による温暖化問題への対応を最優先政策課題の一つに掲げた労働党が勝利し、11 年ぶりの政権交代が実現した。ラッド (Kevin M. Rudd) 首相は、就任当日の同年 12 月 3 日に京都議定書の批准を表明した (同月 12 日批准)。

ラッド内閣はまた、炭素価格 (Carbon Pricing) 制度⁽¹⁵⁾ を導入するため、2009 年 5 月 14 日、① 2011 年からの排出量取引制度⁽¹⁶⁾ (Emission Trading Scheme: ETS) の導入や、② 大気中の GHG 濃度を CO₂ 換算で 450ppm に抑える国際的合意ができれば、GHG 排出削減目標を 2020 年までに 2000 年の水準より 25% 下回ることを内容とする「2009 年炭素汚染削減計画法案」⁽¹⁷⁾ ほか関連 5 法案を、連邦議会下院に提出した。政府は、同法案が否決されれば、同年 12 月開催予定の気候変動枠組条約第 15 回締約国会議 (COP15) で、オーストラリアが気候変動対策に関し後退しているとのメッセージを世界に発信することになることを危惧していたところ、同年 8 月 13 日、保守連合及び緑の党の反対により、上院で否決された⁽¹⁸⁾。

2010 年 6 月 24 日、労働党の党首交代によりギラード (Julia E. Gillard) 内閣が誕生し、2011 年 7 月 10 日、排出量取引制度への移行措置として炭素価格制度を導入する、新たな気候変動計画⁽¹⁹⁾ を発表した。これに基づき、2011 年クリーンエネルギー法案⁽²⁰⁾ を始め 18 の関連法案が同年 9 月 13 日、下院に提出され、11 月 8 日上院を通過し、同月 18 日に成立した。主な内

(13) ほかに増加を認められた国は、ノルウェー (1% 増)、アイスランド (10% 増) である (京都議定書附属書 B)。

(14) “Kyoto Protocol to the United Nations Framework Convention on Climate Change,” *Australian Treaty Series*, [2008]ATS 2. <<https://www.austlii.edu.au/au/other/dfat/treaties/ATS/2008/2.html>>

(15) 「炭素価格制度 (カーボンプライシング)」とは、企業などが排出する CO₂ に価格を付け、それによって排出者の行動を変化させるために導入する政策手法をいう。企業は排出量に応じて税金などのコストを負担する必要があるため、排出削減を促す効果がある。代表例は、① 企業などが燃料や電気を使用して排出した CO₂ に対して課税する「炭素税」、② 企業ごとに排出量の上限を決め、それを超過する企業と下回る企業との間で CO₂ の排出量を取引する「排出量取引制度」、③ CO₂ の削減を「価値」とみなして証書化し、売買取引を行う「クレジット取引」である。「脱炭素に向けて各国が取り組む「カーボンプライシング」とは？」2023.5.15. 資源エネルギー庁ウェブページ <https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyoo/carbon_pricing.html>

(16) 同上

(17) Carbon Pollution Reduction Scheme Bill 2009. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/bills/r4127_first/toc_pdf/09091b01.pdf;fileType=application%2Fpdf>

(18) 緑の党の反対は、同党が GHG 排出削減目標として、1990 年比 25 ~ 40% 削減を掲げていたことによる。また、保守連合の一部の議員は、そもそも地球温暖化が人為的原因によるものであることに懐疑的であったため反対した。なお、2009 年 8 月 13 日に上院で否決された法案と同じ内容の法案が、同年 10 月 22 日、下院に再提出されたが、同年 12 月 2 日に否決された。武田美智代「【オーストラリア】排出量取引制度をめぐる連邦議会の動向」『外国の立法』No.241-1, 2009.10, pp.18-19. <<https://doi.org/10.11501/1000026>>; 同「【オーストラリア】難航する排出量取引制度関連法案の行方」『外国の立法』No.242-1, 2010.1, pp.22-25. <<https://doi.org/10.11501/1166456>>; 同「【オーストラリア】炭素税廃止法案の提出」『外国の立法』No.258-1, 2014.1, pp.22-25. <<https://doi.org/10.11501/8407339>>

(19) *Securing a clean energy future: The Australian Government's Climate Change Plan*, Canberra: Australian Government, 2011. <<http://large.stanford.edu/courses/2012/ph240/aslani2/docs/CleanEnergyPlan-20120628-3.pdf>>

(20) Clean Energy Bill 2011. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/bills/r4653_first-reps/toc_pdf/11168b01.pdf;fileType=application%2Fpdf> 成立した法律は、「2011 年クリーンエネルギー法」(Clean Energy Act 2011, No.131, 2011. <<https://www.legislation.gov.au/C2011A00131/latest/text>> 2011 年 11 月 18 日裁可) である。

容は、① GHG 排出削減目標を、2050年までに2000年の水準より80%下回ること、② 2012年7月1日から2015年6月30日までの最初の3年間は、GHG年間排出量25,000トン（CO₂換算。以下、単位を「tCO₂-e」と表記する。）以上の企業等（約500社）に、GHG排出量1tCO₂-e当たり23豪ドル（2012-13会計年度⁽²¹⁾）の固定価格（いわゆる炭素税）を課すこと、③ 2015年7月1日から、炭素価格が市場取引により決定（変動価格）される排出量取引制度に移行することである。

3 アボット内閣（保守連合）からターンブル内閣（保守連合）まで：2013～2018年

2013年9月7日の連邦議会総選挙で、炭素税の廃止を公約した保守連合が勝利し、同年9月18日、アボット（Anthony J. Abbott）内閣が発足した。同年11月13日、2013年クリーンエネルギー（炭素税廃止）法案ほか10の関連法案⁽²²⁾が下院に提出されたが、翌2014年3月20日、上院で否決された。2014年7月14日に再度、炭素税廃止法案（2014年クリーンエネルギー（炭素税廃止）法案を含む8法案）が下院に提出され、同月17日、上院を通過し成立した⁽²³⁾。これにより、同年7月1日に遡り炭素価格制度は廃止された⁽²⁴⁾。

アボット内閣は、2014年12月、炭素価格制度に代わる気候変動政策として、排出削減基金（Emissions Reduction Fund: ERF）を創設した⁽²⁵⁾。ERFは、大規模排出源からのGHG排出に対して最小限の規制を加えることにより、企業による自主的な排出緩和行動を促すものである⁽²⁶⁾。具体的には、排出削減・吸収に資する8つの対象分野⁽²⁷⁾において、個人・企業等が申

(21) 2013-14会計年度は24.15豪ドル、2014-15会計年度は25.40豪ドル（2011年クリーンエネルギー法第100条）。なお、オーストラリアの会計年度は、7月1日から翌年6月30日までである。

(22) “Clean Energy Legislation (Carbon Tax Repeal) Bill 2013 [Provisions] and related bills.” Parliament of Australia website <https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Senate/Environment_and_Communications/Clean_Energy_Legislation>

(23) Clean Energy Legislation (Carbon Tax Repeal) Act 2014, No.83, 2014. <<https://www.legislation.gov.au/C2014A00083/latest/text>>

(24) 炭素価格制度が導入された2012年7月1日から2014年6月30日までの2年間に、褐炭（brown coal）火力発電量は16%減少（稼働率は85%から75%に低下）、石炭（black coal）火力発電量は9%減少した。炭素価格制度の廃止後、一部の石炭火力発電所が再稼働し、2015-16年度の石炭火力発電所の稼働率は過去最高を記録した。*State of the Energy Market: May 2017*, Melbourne: Australian Energy Regulator, 2017, p.32. <https://www.aer.gov.au/system/files/State%20of%20the%20energy%20market%2C%20May%202017%20%28A4%20format%29_1.pdf>

(25) ERFは、「2014年炭素農業イニシアチブ改正法」（Carbon Farming Initiative Amendment Act 2014, No.119, 2014. <<https://www.legislation.gov.au/C2014A00119/latest/text>> 裁可：2014年11月25日、施行：2014年11月25日、26日、12月13日、2016年7月1日）により「2011年炭素クレジット（炭素農業イニシアチブ）法」（Carbon Credits (Carbon Farming Initiative) Act 2011, No.101, 2011. <<https://www.legislation.gov.au/C2011A00101/latest/text>>）が改正され創設された。なお、ERFは、Ian Chubb et al., *Final Report: Independent Review of Australian Carbon Credit Units*, Canberra: Department of Climate Change, Energy, the Environment and Water, 2022. <<https://www.dcccew.gov.au/sites/default/files/documents/independent-review-accu-final-report.pdf>> の中でも用いられているように、現在「ACCUスキーム（ACCU Scheme）」と呼ばれている。本稿では混乱を避けるため、ERFを用いることとする。

(26) ERFへは、2014-15年度予算から25億5000万豪ドルが割り当てられた。*Review of the Emissions Reduction Fund*, [Canberra]: Climate Change Authority, 2020, p.35. <https://www.climatechangeauthority.gov.au/sites/default/files/2020-11/ERF%20Review%20Final%20Report%2020201009_2.pdf> 2019年2月連邦政府は、2030年までのGHG排出削減目標を達成するため、ERFを補完する「気候解決基金（Climate Solutions Fund）」を設立し、20億ドルの拠出を表明した。Jade Macmillan, “Scott Morrison announces \$2 billion Climate Solutions Fund to reduce Australia’s emissions,” *ABC News*, 2019.2.25. <[https://www.abc.net.au/news/2019-02-25/scott-morrison-announces-new-\\$2bn-climate-change-policy/10844922](https://www.abc.net.au/news/2019-02-25/scott-morrison-announces-new-$2bn-climate-change-policy/10844922)>

(27) CO₂回収・貯留（CCS）、エネルギー効率、埋立て及び代替廃棄物処理、鉱業・石油・ガス、運輸、農業、森林火災管理、植生の8分野である。“Methods for the Australian Carbon Credit Units (ACCU) Scheme.” Department of Climate Change, Energy, the Environment and Water website <<https://www.dcccew.gov.au/climate-change/emissions-reduction/emissions-reduction-fund/methods>>

請したプロジェクトが、ERFの対象として適格性を有する排出削減プロジェクトとして認証・登録された場合、当該プロジェクトによる排出削減量に対して「オーストラリア炭素クレジット（Australian Carbon Credit Unit: ACCU）」が創出され（1tCO₂-e削減ごとに1ACCU付与）、取得したACCUは、政府に売却又は流通市場を通じて資金化することができる制度である。

また、ERFと同時にセーフガード・メカニズム（Safeguard Mechanism）が導入され、2016年7月1日（ターンブル（Malcolm B. Turnbull）内閣時）から運用が開始された（セーフガード・メカニズムの詳細は、II 1 参照）。

2015年12月12日、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、パリ協定⁽²⁸⁾が採択された（オーストラリアは、2016年4月22日署名、同年11月10日批准、12月9日発効）。2015年8月、連邦政府（アボット内閣）は、同協定第4条に基づき締約国が作成・通報・維持することが求められるGHG排出削減目標（「自国が決定する貢献」⁽²⁹⁾）を国連気候変動枠組条約事務局に提出し、その中で、排出削減目標を、2030年までに2005年の水準を26～28%下回ることとした⁽³⁰⁾。しかし、2050年までの長期目標は定めなかった。

4 モリソン内閣（保守連合）：2018～2022年

2018年8月24日に発足したモリソン内閣は、ACCUの買取強化等により2030年までの排出削減目標を達成するため、2019年2月25日にERFを補完する気候解決基金⁽³¹⁾（Climate Solutions Fund）を設立して新たに20億豪ドルを拠出した。一方で、石炭業界への支持を強調し、石炭火力発電所の新規開発と石炭火力発電産業への投資継続に積極的な立場を取った⁽³²⁾。

2021年10月31日から11月13日までイギリス・グラスゴーで開催された気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）に先立ち、モリソン首相は、オーストラリアは、GHG排出削減目標として、新たに2050年までにネット・ゼロ⁽³³⁾を目指す、2030年までの短期目標の修正は行わないと表明した⁽³⁴⁾。そして、ネット・ゼロの目標達成に必要なのは、（炭素税などの）「税金ではなくテクノロジー（technology not taxes）」であり、これが「オーストラリアのやり方（the Australian way）」と述べた⁽³⁵⁾。

(28) “CHAPTER XXVII, ENVIRONMENT, 7. d Paris Agreement.” UN Treaty Collection website <https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtmsg_no=XXVII-7-d&chapter=27&clang=en>

(29) Nationally Determined Contribution: NDC. パリ協定採択前にポーランドのワルシャワで開催されたCOP19の決定において「全ての国に対して、2020年以降の削減目標について、国が決定する貢献案（intended nationally determined contribution: INDC）を2015年12月のCOP21に十分先立ち作成することが招請」されていたことから、日本を含む多くの国が、2015年にINDC（パリ協定締結後はNDC）を提出した。「気候変動：日本の排出削減目標」2022.10.25. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000121.html>

(30) “Australia’s Intended Nationally Determined Contribution to a new Climate Change Agreement,” 2015.8. United Nations website <<https://unfccc.int/sites/default/files/NDC/2022-06/Australias%20Intended%20Nationally%20Determined%20Contribution%20to%20a%20new%20Climate%20Change%20Agreement%20-%20August%202015.pdf>>

(31) 前掲注(26)参照。

(32) 中村明寛「6 豪州における気候変動法政策の動向」大塚直編『気候変動を巡る法政策』（環境法研究別冊2）信山社、2023、p.254。

(33) 「温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡」（パリ協定第4条）、つまりGHG排出量を実質ゼロとすること。

(34) Robyn Eckersley, “‘The Australian way’: how Morrison trashed brand Australia at COP26,” *Conversation*, 2021.11.11. <<https://theconversation.com/the-australian-way-how-morrison-trashed-brand-australia-at-cop26-171670>>; *Australia’s Long-term Emissions Reduction Plan: A whole-of-economy Plan to achieve net zero emissions by 2050*, [Canberra]: Australian Government, 2021, p.11. <https://unfccc.int/sites/default/files/resource/Australias_LTS_WEB.pdf>

(35) Eckersley, *ibid.*

5 アルバニー内閣（労働党）：2022年～

2022年5月21日の連邦議会総選挙では、気候変動への取組が消極的と批判された保守連合が大きく議席を減らし、選挙公約に気候変動対策を優先課題として掲げた労働党が支持を伸ばして9年ぶりの政権交代が実現した⁽³⁶⁾。アルバニー首相は、就任（同年5月23日）から間もない6月16日、パリ協定第4条に基づき、「自国が決定する貢献」の更新を行い、①2030年までにGHG排出量を2005年の水準より43%削減し、②2050年までにネット・ゼロとすることに目標設定をした⁽³⁷⁾。②はモリソン内閣時に「長期排出削減計画」⁽³⁸⁾等で既に掲げられていたものだが、①は、更新前の目標値（2030年までに2005年の水準より26～28%削減）を大幅に上回る数値を掲げた。

2022年7月27日、アルバニー内閣は、上記①及び②を国内法化するための法律案を連邦議会下院に提出した。同法律案は、上下両院の審議を経て、同年9月13日、「2022年気候変動法」⁽³⁹⁾として制定された（同月14日施行）。

II セーフガード・メカニズムと2022年気候変動法の改正

1 セーフガード・メカニズムとは

セーフガード・メカニズムは、2014年に「2007年国家温室効果ガス及びエネルギー報告法」⁽⁴⁰⁾（以下「NGER法」という。）の改正により設けられたGHG排出削減制度で⁽⁴¹⁾、2016年7月1日から運用が開始された（I 3参照）。スコープ1（Scope1. 自社の事業により直接排出されるGHG排出量）が年間10万tCO₂-eを超える施設（以下「指定大規模施設」という。）が対象となり、該当する施設の運営管理者⁽⁴²⁾は、同施設に適用されるGHG排出量（CO₂換算）の上限値（ベースライン）を超えないようにする義務がある（NGER法第22XF条）。超過した場合には、ACCUを購入及び無効化⁽⁴³⁾して排出量を相殺し、ベースライン以下に抑えることが求められる。

実際には、指定大規模施設からの排出量は、セーフガード・メカニズムの運用開始以来、2021年時点で約7%増加しており、2030年までにはさらに増加すると予測されている⁽⁴⁴⁾。また、

(36) 内海 前掲注(5)

(37) Australian Government, “Australia’s Nationally Determined Contribution: Communication 2022,” 2022, p.3. <<https://unfccc.int/sites/default/files/NDC/2022-06/Australias%20NDC%20June%202022%20Update%20%283%29.pdf>>

(38) “Australia’s Long-term Emissions Reduction Plan,” *op.cit.*(34). 2021年10月26日発表。

(39) Climate Change Act 2022, No.37, 2022. <<https://www.legislation.gov.au/C2022A00037/latest/text>>; 内海和美「【オーストラリア】2022年気候変動法の制定」『外国の立法』No.293-2, 2022.11, pp.22-23. <<https://doi.org/10.11501/12360280>>

(40) National Greenhouse and Energy Reporting Act 2007, No.175, 2007. <<https://www.legislation.gov.au/C2007A00175/latest/text>>

(41) セーフガード・メカニズムは、「2014年炭素農業イニシアチブ改正法」により、NGER法に「第3H章 排出削減セーフガード・メカニズム」が追加されて設けられた。

(42) 運営管理（operational control）者は、「排出責任者（responsible emitter）」とも呼ばれ、個人、法人、トラスト、単独法人（corporation sole）等の場合があり得る。“The Safeguard Mechanism,” 2023.7.28. Clean Energy Regulator website <<https://www.cleanenergyregulator.gov.au/NGER/The-Safeguard-Mechanism>>

(43) 購入した炭素クレジットの価値をゼロにし、再販売・再使用されないようにすること。

(44) RepuTex Energy, “The Economic Impact of the ALP’s Powering Australia Plan,” 2021.11, pp.8, 21. <https://www.reputex.com/wp-content/uploads/2021/12/REPUTEX_The-economic-impact-of-the-ALPs-Powering-Australia-Plan_Summary-Report-1221-2.pdf> 2020-21年の排出量は1億4000万tCO₂-e（2005年水準を17%上回り、国内排出量の28%に相当する。）であった。2030年には1億5100万tCO₂-e（2005年水準を27%上回る。）になると予測される。

ほとんどの指定大規模施設は容易にベースラインを満たしており、厳格な基準とは言えないものであった⁽⁴⁵⁾。

2 2022年気候変動法の改正

2023年4月11日、「2050年までにネット・ゼロ」というGHG排出削減目標の達成を確実にするために、セーフガード・メカニズムを強化する、「2023年セーフガード・メカニズム（炭素クレジット）改正法」⁽⁴⁶⁾（以下「セーフガード法」という。）が制定され（施行日は、一部を除き翌12日）、「2022年気候変動法」の一部改正が行われた⁽⁴⁷⁾。

セーフガード法は、全3か条（第1条～第3条。略称、施行日等を規定する。）及び附則4編から成る。そのうち、附則第1の第2A章が2022年気候変動法の改正を規定する。

主な改正内容は、「2022年気候変動法」制定当初は条文中に規定のなかったセーフガード・メカニズムに関連する項目の追加、及び主務大臣である気候変動・エネルギー大臣の権限の拡大である（表）。

特に、新規に追加された第15A条は、スコープ1排出量についての情報収集を強化することで、同排出量を増加させる可能性のある指定大規模施設を、主務大臣が把握し適切に監視できるようにすることを意図したものである⁽⁴⁸⁾。

表 2022年気候変動法の改正箇所

2022年気候変動法	改正内容
第5条	次の用語の定義を追加。「気候変動次官」「指定大規模施設」「環境大臣」「拡大指定大規模施設」「施設」「セーフガード純排出量」「新規の指定大規模施設」「セーフガード排出量」「セーフガードの成果」「セーフガード規則」「スコープ1排出量」
第12条 第1項d号	気候変動年次報告書での報告事項に、セーフガード排出量及びセーフガード純排出量がセーフガードの成果と整合的に減少しているか否かを追加。原文では、「those policies」の後に「and in particular whether safeguard emissions and net safeguard emissions are declining consistently with the safeguard outcomes」を追加。
第4章	章タイトルの最後に「ほか（etc.）」を追加。
第13条	「第4章の概要」の最後に、「環境大臣は、主務大臣、気候変動次官及び気候変動庁に、所定の排出量推計値を提供するものとする。」という1項目を追加。
第14条	第1項の後に第1A項を追加し、気候変動年次報告書の作成に関し、気候変動庁から気候変動・エネルギー大臣へ助言しなければならない事項を規定。
	第15条の後に第15A条を新規に追加し、環境大臣から気候変動・エネルギー大臣、気候変動次官、気候変動庁へスコープ1排出量推計値の提供義務を規定。

（出典）「2023年セーフガード・メカニズム（炭素クレジット）改正法」（Safeguard Mechanism (Crediting) Amendment Act 2023, No.14, 2023. <<https://www.legislation.gov.au/C2023A00014/latest/text>>）を基に筆者作成。

(45) 中村 前掲注(32), p.262.

(46) Safeguard Mechanism (Crediting) Amendment Act 2023, No.14, 2023. <<https://www.legislation.gov.au/C2023A00014/latest/text>>; 内海和美「【オーストラリア】2023年セーフガード・メカニズム（炭素クレジット）改正法」『外国の立法』No.296-2, 2023.8, pp.26-27. <<https://doi.org/10.11501/12969017>>

(47) セーフガード法により「2022年気候変動法」のほか7つの法律が改正されているが、主な被改正法はNGER法である。主な改正内容は、①指定大規模施設の排出量に総排出量規制（後掲注(57)参照）を新規導入、②ベースライン遵守に活用可能な新たな炭素クレジット（セーフガード・メカニズム・クレジット）の創設等である。

(48) The Parliament of the Commonwealth of Australia, Senate, “Supplementary Explanatory Memorandum: Safeguard Mechanism (Crediting) Amendment Bill 2023,” 2022-2023, pp.16-17. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r6957_ems_7161b7cf-a6bb-4cbf-8fb4-c06acf729878/upload_pdf/Supplementary%20EM_22136.pdf;fileType=application%2Fpdf>

Ⅲ 気候変動法の構成及び概要

1 構成

「気候変動法」⁽⁴⁹⁾は、全5章18か条から成る。その構成は、第1章「総則」(第1条～第8条)、第2章「オーストラリアの温室効果ガス排出削減目標」(第9条、第10条)、第3章「気候変動年次報告書」(第11条、第12条)、第4章「気候変動庁の助言機関としての機能ほか」(第13条～第15A条)、第5章「この法律の適用に関する定期的見直し」(第16条、第17条)である。

2 概要

(1) GHG 排出削減目標の法定化

気候変動に対処するためのオーストラリアの既存の法律には、NGER法(GHG排出量の国連への報告等を行うため、主要なGHG排出者やエネルギー消費者⁽⁵⁰⁾に対し、排出量・エネルギー消費量の年次報告義務を課す。)や、気候変動を報告・監視する国家機関を設立する、「2011年気候変動庁法」⁽⁵¹⁾、「2011年オーストラリア再生可能エネルギー機関法」⁽⁵²⁾のほか複数存在する。そのような中であって、「気候変動法」を制定したことの最も大きな意義は、GHG排出削減目標の法定化である。

「気候変動法」の目的は、第3条に規定される。パリ協定前文や第2条⁽⁵³⁾等を受け、①気候変動という緊急の脅威に対し、利用可能な最良の科学上の知識に基づき効果的かつ進歩的な対応を進めること(第3条aa号)、②世界の平均気温の上昇を、工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び摂氏1.5度高い水準までのものに制限するための努力を継続すること(同条a号)等である。

第10条第1項においてGHG排出削減目標を規定しており、アルバニージー内閣が2022年6月に国連気候変動枠組条約事務局に報告した「自国が決定する貢献」の数値目標(2030年ま

(49) オーストラリアのGHG排出削減政策には、ERF(I 3, 前掲注(25); (26); (27)参照)、セーフガード・メカニズムのほか、再生可能エネルギーやCO₂回収・貯留(CCS)等によるものなど複数存在する。ERFは個人、個人事業主、企業、州・準州政府機関等が自主的に参加できる。セーフガード・メカニズムは、「指定大規模施設」(スコープ1排出量が年間10万tCO₂-eを超える施設)にGHG排出量上限値(ベースライン)を超過しない義務を課している。セーフガード・メカニズム強化のため、セーフガード法により、気候変動法にも「指定大規模施設」等セーフガード・メカニズム関連の条文が追加された。また、NGER法の対象となる施設等(後掲注(50))には、GHG排出量等をクリーンエネルギー監督庁(後掲注(61))に報告する義務が課され、その情報が、気候変動年次報告書等作成に利用される。気候変動法は、「指定大規模施設」のみを対象とするものではなく、GHG排出削減政策全体を通じて、同法第10条に掲げた目標を達成することを目指す法律である。

(50) (A) 施設の場合は、①25,000tCO₂-e以上のスコープ1及びスコープ2排出量、②100TJ(テラ・ジュール)以上のエネルギー産出、又は③100TJ以上のエネルギー消費をするもの、(B) 企業グループの場合は、①50,000tCO₂-e以上のスコープ1及びスコープ2排出量、②200TJ以上のエネルギー産出、又は③200TJ以上のエネルギー消費をするものが該当する(NGER法第13条)。“Key steps in reporting your obligations.” Clean Energy Regulator website <<https://www.cleanenergyregulator.gov.au/NGER/Reporting-cycle/Assess-your-obligations/Reporting-thresholds>>

(51) Climate Change Authority Act 2011, No.143, 2011. <<https://www.legislation.gov.au/C2011A00143/latest/text>>

(52) Australian Renewable Energy Agency Act 2011, No.151, 2011. <<https://www.legislation.gov.au/C2011A00151/latest/text>>

(53) パリ協定前文は、「気候変動という緊急の脅威に対し、利用可能な最良の科学上の知識に基づき効果的かつ進歩的に対応することが必要であることを認め」と規定し、同協定第2条第1項a号は、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏1.5度高い水準までのものに制限するための努力を(中略)継続すること」を規定する。なお、パリ協定の条文は外務省訳を用いた。「パリ協定」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000197312.pdf>>

で2005年比で43%減、2050年までにネット・ゼロとする。)をそのまま反映させた。この数値目標は、オーストラリアの州・準州が掲げる目標と比較して、決して「野心的」なものではないが⁽⁵⁴⁾、モリソン内閣がCOP26において排出削減目標の法定化を拒否⁽⁵⁵⁾していたことを考え合わせると、法定化の実現は、オーストラリアの気候変動への取組を国内外に向けて強くアピールするものとなった⁽⁵⁶⁾。

(2) 気候変動年次報告書

気候変動・エネルギー大臣は、各会計年度の終了から6か月以内に気候変動年次報告書(以下「報告書」という。)を作成し、報告書完成後5議会日以内に写しを連邦議会上下両院に提出する義務がある。報告書への主要な記載事項は次のとおりである。①GHG排出削減目標達成に向けた、その年度の進捗状況、②気候変動対策に関連する、その年度の国際的動向、③連邦政府の気候変動政策が、GHG排出削減目標の達成と同政策が対象とする産業部門の排出削減に与える効果、④連邦政府の気候変動政策がオーストラリアの農村部や地方に与える影響(社会・雇用・経済的利益を含む。)、⑤気候変動の影響が、オーストラリアの環境、生物多様性、健康、インフラ、農業、投資、経済、国家安全保障へ与えるリスク(第11条、第12条)。

セーフガード法により追加された第12条第1項d号後段は、NGER法の改正で導入された指定大規模施設の総排出量規制⁽⁵⁷⁾が遵守されることを確実にするために挿入されたものである(表参照)。

(3) 気候変動庁による気候変動・エネルギー大臣への助言

気候変動庁は、報告書の作成に関し、主務大臣に助言を与えなければならない、報告書が上院又は下院に提出される日までに、同庁のウェブサイトにおいて当該助言を公表しなければならない(第14条)。さらに、気候変動庁は、主務大臣からの求めに応じ、同庁が「自国が決定する貢献」に規定すべきと考えるGHG排出削減目標値を、同大臣に助言しなければならない。この助言には、パリ協定第2条(世界全体の平均気温上昇に関する目標値)をどのように考慮したかについての説明を含めなければならない(第15条)。

なお、気候変動庁が助言を行う場合には、気候変動に対する施策が、次の原則に適合するよう考慮しなければならない。経済的効率性、環境への効果、衡平、公益、家庭・企業・労働者・地域社会へ与える影響、気候変動に対する世界全体の効果的な対応の構築への支援、オーストラリアの外交政策及び貿易目標への合致等である(気候変動庁法第12条)。

(54) 例えば、南オーストラリア州(2030年:2005年比50%以上削減、2050年:ネット・ゼロ)、ニューサウスウェールズ州(2030年:2005年比50%削減、2050年:ネット・ゼロ)、ヴィクトリア州(2030年:2005年比45~50%削減、2050年:ネット・ゼロ)など。Prest, *op.cit.*(4), p.76.

(55) 「豪州、50年までに排出実質ゼロ COP26前に表明」『ロイター』2021.10.26. <<https://jp.reuters.com/article/climate-change-australia-idJPKBN2HG0CS>>

(56) GHG削減目標を法律で規定したことの意義として、(a)法的安定性が得られること(修正には議会の審議を経る必要があるため、時の政権の政策変更による影響を受けにくい。)、(b)国際社会に対してオーストラリアの気候変動に対する真剣な取組をアピールできること等の指摘がある。Prest, *op.cit.*(4), pp.9-10.

(57) 総排出量規制とは、具体的には、気候変動法第5条の「セーフガードの成果」の一つである、①2020年7月1日から2030年6月30日までの全ての会計年度のセーフガード純排出量の合計が、12億3300万tCO₂-eを超えないこと、②セーフガード純排出量を、2029年7月1日に始まる会計年度において1億tCO₂-e以下、2049年6月30日より後に始まるいずれの会計年度においてもゼロとすること等である。

おわりに

世界のエネルギー起源CO₂排出量は、2020年が323.21億tCO₂-e(このうちオーストラリア3.73億tCO₂-e(1.15%))、2021年が341.75億tCO₂-e(同3.65億tCO₂-e(1.07%))、2022年の世界全体の数値はまだ発表されていないが、オーストラリアは3.81億tCO₂-eであった。また、オーストラリアの一人当たりのGHG排出量は、2020年が14.4tCO₂-e(世界平均4.1tCO₂-e)、2021年が14.0tCO₂-e(同4.3tCO₂-e)、2022年が14.5tCO₂-eとなっており、2021年から2022年にかけて増加傾向となっている⁽⁵⁸⁾。他方、2021年の発電量の電源別割合は、化石燃料67.5%、再生可能エネルギー32.5%であったが、2022年は、化石燃料64.1%、再生可能エネルギー35.9%であり、化石燃料の割合が減少した⁽⁵⁹⁾。

アルバニー内閣は、「2022年気候変動法」制定によりGHG排出削減目標の法定化を実現した後も、セーフガード法によりNGER法等を改正し、指定大規模施設に総排出量規制の新設、ベースライン遵守のために活用可能な新たな炭素クレジット(セーフガード・メカニズム・クレジット)の創設、ベースラインに低減率⁽⁶⁰⁾を設けて厳格化を図るなど、「2050年までにネット・ゼロ」の目標達成に向けた施策を打ち出している。さらに、現時点で抱える課題(①オーストラリアのカーボンクレジット売買は、当事者間の直接取引が一般的であり、手続が複雑で多くの時間や費用を要すること、②現状では、排出削減に取り組む企業からのクレジット需要に対応しきれない可能性があること等)に対し、クリーンエネルギー監督庁⁽⁶¹⁾は、2024年下半年から2025年上半年の間に「オーストラリア炭素クレジット取引所(Australian Carbon Exchange)」を設置することを目指している⁽⁶²⁾。

今後更に新型コロナウイルス感染症による影響から経済が回復していく中で、GHG排出削減目標達成のためのオーストラリアの取組及びその効果について、引き続き注目していきたい。

(うちうみ かずみ)

(58) “Greenhouse Gas Emissions from Energy Data Explorer,” Last updated 2 Aug 2023. International Energy Agency website <<https://www.iea.org/data-and-statistics/data-tools/greenhouse-gas-emissions-from-energy-data-explorer>>

(59) Clean Energy Council, “Clean Energy Australia Report 2023,” 2023.4, p.7. <<https://assets.cleanenergycouncil.org.au/documents/Clean-Energy-Australia-Report-2023.pdf>>

(60) 2029年7月1日に始まる会計年度までは毎年4.9%、それ以降は3.285%、ベースラインを低く設定することとされた。2049年6月30日より後に開始する会計年度からは、ベースラインをゼロとする。National Greenhouse and Energy Reporting (Safeguard Mechanism) Rule 2015, section10, 32. <<https://www.legislation.gov.au/F2015L01637/latest/text>>

(61) Clean Energy Regulator. 「2011年クリーンエネルギー監督庁法」(Clean Energy Regulator Act 2011, No.163, 2011. <<https://www.legislation.gov.au/C2011A00163/latest/text>>)により2012年4月2日に設立された連邦政府機関で、GHG排出削減やクリーンエネルギーの利用促進に関する法律を所管する。“About the Clean Energy Regulator,” 2022.6.1. Clean Energy Regulator website <<https://www.cleanenergyregulator.gov.au/About/About-the-Clean-Energy-Regulator>>

(62) “Project timeline,” 2023.7.6. Clean Energy Regulator website <<https://www.cleanenergyregulator.gov.au/Infohub/Markets/Pages/Australian%20Carbon%20Exchange/Project-timeline.aspx>> オーストラリア炭素クレジット取引所とは、ACCUやその他の炭素クレジット等の購入・清算・決済を行う場であり、価格決定や取引コストの削減等、市場の透明性を高めることで、炭素削減を加速させ、オーストラリア経済を活性化させることを目的とする。“Australian Carbon Exchange,” 2023.12.19. *ibid.* <<https://www.cleanenergyregulator.gov.au/Infohub/Markets/australian-carbon-exchange>>

2022 年気候変動法

Climate Change Act 2022, No.37, 2022

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主幹 海外立法情報調査室 内海 和美訳

【目次】

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 8 条）
- 第 2 章 オーストラリアの温室効果ガス排出削減目標（第 9 条、第 10 条）
- 第 3 章 気候変動年次報告書（第 11 条、第 12 条）
- 第 4 章 気候変動庁の助言機関としての機能ほか（第 13 条～第 15A 条）
- 第 5 章 この法律の適用に関する定期的見直し（第 16 条、第 17 条）

オーストラリアの温室効果ガス排出削減目標を定め、気候変動年次報告書を作成し、気候変動庁に助言機関としての機能を与え、その他関連する目的のために制定された法律

第 1 章 総則

第 1 条 略称

この法律は、「2022 年気候変動法」である。

第 2 条 施行

- (1) 本表の第 1 欄に掲げるこの法律の各条項は、本表の第 2 欄に従い施行し、又は施行したものとみなされる。第 2 欄の他のいずれの記載事項も、その条件に従い効力を有する。

施行情報

第 1 欄 条項	第 2 欄 施行	第 3 欄 日付／詳細
1. この法律の全条項	この法律が裁可を受けた日の翌日	2022 年 9 月 14 日

備考 本表は、この法律の当初制定された条項のみに関するものである。本表は、以後におけるこの法律のいずれの改正に対応するためにも、改められることはない。

* この翻訳は、Climate Change Act 2022, No.37, 2022. <<https://www.legislation.gov.au/C2022A00037/latest/text>> を訳出したものである。この法律は、Safeguard Mechanism (Crediting) Amendment Act 2023, No.14, 2023. <<https://www.legislation.gov.au/C2023A00014/latest/text>> (2023 年 4 月 11 日裁可。Schedule1 の施行日は、同月 12 日。以下「セーフガード法」という。) Schedule1—Safeguard mechanism, Part 2A—Amendment of the Climate Change Act 2022 により一部改正が行われた。改正箇所は、当該部分に脚注を付して明示した。法文中の「備考 (Note)」もこの法律の一部である (Acts Interpretation Act 1901, No.2, 1901, section 13. <<https://www.legislation.gov.au/C1901A00002/latest/text>>)。法律本文の中で、イタリックで表記された箇所は、訳文では「」を補い、太字で表記された箇所は、訳文ではゴシックで表記した。[] 内は原語の補記又は訳者による訳語の補記である。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 1 月 17 日である。

- (2) 本表の第3欄のいずれの情報も、この法律の一部ではない。この法律のいずれの公開版においても、情報がこの欄に挿入され、又はこの欄の情報が編集され得るものとする。

第3条 目的

この法律の目的は、[次に掲げる事項とする。]

- (aa) 気候変動という緊急の脅威に対し、利用可能な最良の科学上の知識に基づき効果的かつ進歩的な対応を進めること。
- (a) オーストラリアの温室効果ガス排出削減目標を定め、次に掲げる世界全体の目標に貢献すること。
- (i) 世界全体の平均気温の上昇を、工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えること。
- (ii) [世界全体の平均] 気温の上昇を、工業化以前よりも摂氏1.5度高い水準までのものに制限するための努力を継続すること。
- (b) 主務大臣に次の義務を課すことにより、説明責任及び野心を促すこと。
- (i) 気候変動年次報告書を作成すること。
- (ii) 当該報告書の写しを連邦議会の各議院へ提出させること。
- (c) 気候変動庁からの独立した助言により、次の事項について情報提供されることを保証すること。
- (i) 気候変動年次報告書の作成
- (ii) 新しい又は調整された自国が決定する貢献に含まれる温室効果ガス排出削減目標

第4条 この法律の概要

- ・この法律は、オーストラリアの温室効果ガス排出削減目標を定める。
- ・主務大臣は、気候変動年次報告書を作成しなければならない。
- ・気候変動庁は、主務大臣に気候変動年次報告書の作成に関する助言を行うものとする。
- ・気候変動庁は、新しい又は調整された自国が決定する貢献に含まれる温室効果ガス排出削減目標について、主務大臣に助言を行うものとする。
- ・この法律の適用について、定期的に見直しを行うものとする。

第5条 定義

この法律において、[次のとおり定義する。]⁽¹⁾

「気候変動年次報告書」[annual climate change statement] とは、第12条第1項に基づく報告書をいう。

「オーストラリアの温室効果ガス排出削減目標」[Australia's greenhouse gas emissions reduction targets] の意味は、第10条で定めるところによる。

「オーストラリアの国が決定する貢献」⁽²⁾ [Australia's nationally determined contribution] とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) セーフガード法により、次の用語の定義が追加された。「気候変動次官」、「指定大規模施設」、「環境大臣」、「拡大指定大規模施設」、「施設」、「セーフガード純排出量」、「新規の指定大規模施設」、「セーフガード排出量」、「セーフガードの成果」、「セーフガード規則」、「スコープ1排出量」。

(2) 最新（2024年1月17日現在）の「オーストラリアの国が決定する貢献」は次を参照。Australian Government, "Australia's Nationally Determined Contribution, Communication 2022," 2022. <<https://unfccc.int/sites/default/files/NDC/2022-06/Australias%20NDC%20June%202022%20Update%20%283%29.pdf>>

(a) パリ協定⁽³⁾第4条に従い通報された [communicated]、オーストラリアの現在の国が決定する貢献

(b) 自国が決定する貢献が、パリ協定第4条第11項に従い調整されたものである場合—調整され、随時効力を有する自国が決定する貢献

「気候変動次官」[Climate Change Secretary] とは、「2007 年国家温室効果ガス及びエネルギー報告法」⁽⁴⁾を所管する省の次官をいう。

「指定大規模施設」⁽⁵⁾ [designated large facility] は、「2007 年国家温室効果ガス及びエネルギー報告法」におけるものと同じ意味を有する。

「環境大臣」[Environment Minister] とは、「1999 年環境保護及び生物多様性保全法」⁽⁶⁾を所管する大臣をいう。

「拡大指定大規模施設」[expanded designated large facility]：施設は、次のいずれかに該当する場合には、ある会計年度における「拡大指定大規模施設」である。

(a) 当該施設を成り立たせる活動又は一連の活動が、当該会計年度において、それ以前の会計年度より広範囲に実施されるとき。

(b) 当該会計年度の期間中、活動又は一連の活動が、当該施設を最初に成り立たせる活動又は一連の活動に含まれるとき。

「施設」⁽⁷⁾ [facility] は、「2007 年国家温室効果ガス及びエネルギー報告法」におけるものと同じ意味を有する。

ある会計年度における「セーフガード純排出量」⁽⁸⁾ [net safeguard emissions] は、「2007 年国家温室効果ガス及びエネルギー報告法」におけるものと同じ意味を有する。

ある会計年度における「新規の指定大規模施設」[new designated large facility] とは、当該会計年度における指定大規模施設で、以前のいずれの会計年度にも指定大規模施設ではな

(3) “CHAPTER XXVII, ENVIRONMENT, 7. d Paris Agreement.” UN Treaty Collection website <https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtmsg_no=XXVII-7-d&chapter=27&clang=_en> オーストラリアは、パリ協定を2016年4月22日に署名し、同年11月10日に批准した。発効は、同年12月9日である。

(4) National Greenhouse and Energy Reporting Act 2007, No.175, 2007. <<https://www.legislation.gov.au/C2007A00175/latest/text>> 気候変動・エネルギー・環境及び水省 (Department of Climate Change, Energy, the Environment and Water) が所管する。

(5) 「指定大規模施設」とは、ある会計年度における施設の操業により排出される温室効果ガスの対象排出量の総量が、二酸化炭素換算で特定のトン数（具体的には、セーフガード規則で規定される数値（10万トン）を超過）である施設をいう。（国家温室効果ガス及びエネルギー報告法第7条、第22XJ条、2015年国家温室効果ガス及びエネルギー報告（セーフガード・メカニズム）規則第8条）。

(6) Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999, No.91, 1999. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A00485/latest/text>>

(7) 「施設」とは、温室効果ガスの排出、エネルギーの産出若しくは消費を伴う活動 (activity)、又は一連の活動 (series of activities) であり、単一の事業 (undertaking) 又は企業 (enterprise) を形成し、規則 (2008 年国家温室効果ガス及びエネルギー報告規則。National Greenhouse and Energy Reporting Regulations 2008, Select Legislative Instrument No.127, 2008. <<https://www.legislation.gov.au/F2008L02230/latest/text>>) の要件を満たすもの (活動又は一連の活動) をいう (国家温室効果ガス及びエネルギー報告法第7条、第9条)。「facility」の定義の詳細については、“Defining a facility for National Greenhouse and Energy Reporting,” Clean Energy Regulator, 2022.7, pp.6-8. <<https://www.cleanenergyregulator.gov.au/DocumentAssets/Documents/NGER%20Defining%20facilities.pdf>> 参照。なお、国家温室効果ガス及びエネルギー報告法第9条の「facility」は、2008 年国家温室効果ガス及びエネルギー報告規則第2章第2.4節に詳細な要件が規定されている。気候変動法における「facility」は、全てセーフガード法により挿入されたものである。

(8) 「セーフガード純排出量」とは、ある会計年度において、全ての指定大規模施設の当該年度の操業により排出される、対象となる純排出量の合計（二酸化炭素換算トン）をいう (国家温室効果ガス及びエネルギー報告法第7条)。

かったものをいう。

「パリ協定」[Paris Agreement]とは、2015年12月12日にパリで採択されたパリ協定で、随時改正されオーストラリアに対して効力を有するものをいう。

備考 当該協定は、オーストラリア条約集2016年No.24([2016]ATS24)に収録されており、2022年にはAustLIIウェブサイト(<http://www.austlii.edu.au>)のオーストラリア条約ライブラリーで閲覧可能となる。

ある会計年度における「セーフガード排出量」⁽⁹⁾[safeguard emissions]は、「2007年国家温室効果ガス及びエネルギー報告法」におけるものと同じ意味を有する。

「セーフガードの成果」⁽¹⁰⁾[safeguard outcome]は、「2007年国家温室効果ガス及びエネルギー報告法」におけるものと同じ意味を有する。

「セーフガード規則」⁽¹¹⁾[safeguard rules]は、「2007年国家温室効果ガス及びエネルギー報告法」におけるものと同じ意味を有する。

温室効果ガスの「スコープ1排出量」⁽¹²⁾[scope 1 emission]は、「2007年国家温室効果ガス及びエネルギー報告法」におけるものと同じ意味を有する。

第6条 国王に対する拘束

この法律は、連邦の権利において国王⁽¹³⁾[the Crown]を拘束する。しかし、州、オーストラリア首都特別地域又は北部準州の権利において国王を拘束しない。

第7条 外地準州への拡張

この法律は、あらゆる外地準州に及ぶものとする。

第8条 経済的排他水域及び大陸棚への拡張

この法律は、経済的排他水域又は大陸棚におけるオーストラリアの主権的権利⁽¹⁴⁾[sovereign

(9) 「セーフガード排出量」とは、ある会計年度において、全ての指定大規模施設の当該年度の操業により排出される、対象となる排出量の合計（二酸化炭素換算トン）をいう（国家温室効果ガス及びエネルギー報告法第7条）。

(10) 「セーフガードの成果」とは、①指定大規模施設の操業により排出される温室効果ガスの純排出量が、当該施設に適用されるベースラインを超えないこと、②2020年7月1日から2030年6月30日までの全ての会計年度のセーフガード純排出量の合計が、12億3300万トン（二酸化炭素換算）を超えないこと、③セーフガード純排出量が、次の(i)及び(ii)の目標値まで減少すること。(i)2029年7月1日に始まる会計年度において、1億トン（二酸化炭素換算）を超えないこと、(ii)2049年6月30日より後に開始するいずれの会計年度においてもゼロであること等をいう（国家温室効果ガス及びエネルギー報告法第3条第2項、第7条）。

(11) 「セーフガード規則」とは、国家温室効果ガス及びエネルギー報告法により規則で定めることとされている事項、又はセーフガード条項（同法第3条第2項、第15B条、第18AA条、第18B条第3項ba号、第3G章、第3H章）の実施等のために必要事項を規定した規則で、主務大臣が委任立法により定めるものをいう（国家温室効果ガス及びエネルギー報告法第7条、第22XS条）。

(12) 「スコープ1排出量」とは、事業者が所有又は経営支配している排出源から生じた直接的温室効果ガス排出量のことである。国家温室効果ガス及びエネルギー報告規則第2.23条では、企業活動等の直接的な結果として大気中に排出される温室効果ガスと規定される。直接的温室効果ガス排出は、具体的には、工場の煙突、生産プロセス、通気孔、又は事業者が所有／経営支配する乗物からの排出などがある。スコープ1のほかに、スコープ2（scope 2. 電力、熱、蒸気の導入時の排出）、スコープ3（scope 3. その他の間接的温室効果ガスの排出）がある。これらは、1998年に世界経済人会議（World Business Council for Sustainable and Development）と世界資源研究所（World Resources Institute）が設立した温室効果ガスプロトコル（Greenhouse Gas Protocol）によって作成された、同名の「温室効果ガスプロトコル」（温室効果ガスの算定と報告の国際基準）により規定されている。“About Us.” Greenhouse Gas Protocol website <<https://ghgprotocol.org/about-us>> 国家温室効果ガス及びエネルギー報告法では第10条に規定される。

(13) 「国王」とは、国王個人ではなく、「国家」又は「政府」を意味する。David Torrance, “The Crown and the constitution,” House of Commons Library, 2023.11.14, p.6. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8885/CBP-8885.pdf>>

(14) 「主権的権利」とは、「国家の主権そのものではないが、それに付随して国家に認められている諸権利。特に

rights] の行使に関する事項に及ぶものとする。

第2章 オーストラリアの温室効果ガス排出削減目標

第9条 この章の概要

・この章は、オーストラリアの温室効果ガス排出削減目標を定める。

第10条 オーストラリアの温室効果ガス排出削減目標

(1) オーストラリアの温室効果ガス排出削減目標は、次のとおりとする。

(a) オーストラリアの温室効果ガス純排出量を2030年までに2005年の水準より43%削減する。

(i) [この目標は、] 点目標⁽¹⁵⁾ [point target] として実施され、かつ

(ii) 2021年から2030年までの期間を対象とする排出予算⁽¹⁶⁾ [emissions budget] として実施される。

(b) オーストラリアの温室効果ガス純排出量を2050年までにゼロに削減する。

備考 目標の達成には、オーストラリアの温室効果ガス純排出量を当該目標値又はそれ以下の水準に削減することが含まれる。したがって、本条第1項のいかなる規定も、温室効果ガス純排出量を2030年までに2005年の水準より43%以上削減するというオーストラリアの能力を制限するものではない。

(2) 本条第1項は、次の各号のいずれにも適合する方法で解釈されるものとする。

(a) パリ協定

(b) オーストラリアの国が決定する貢献

「州法及び準州法の同時適用」

(3) 本条第1項は、この法律と同時に適用可能な州法又は準州法の適用を、除外又は制限することを意図するものではない。

「連邦の行政権」

(4) 本条第1項は、次に掲げる連邦の行政権の行使を妨げ、又は制限するものではない。

(a) パリ協定第4条に従い、新しい自国が決定する貢献を作成し、通報すること。

(b) パリ協定第4条第11項に従い、オーストラリアの国が決定する貢献を調整すること。

(5) 連邦が、パリ協定第4条に従い、新しい自国が決定する貢献を作成し、通報する場合には、当該新しい自国が決定する貢献は、次に掲げる事項を超える前進を示さなければならない。

(a) パリ協定第4条に従い、[当該新しい自国が決定する貢献の直前に] 通報された、オーストラリアの国が決定する貢献

(b) 自国が決定する貢献が、パリ協定第4条第11項に従い調整されたものである場合—調整され、随時効力を有する自国が決定する貢献

(6) 連邦が、パリ協定第4条第11項に従い、オーストラリアの国が決定する貢献を調整する

海洋法で沿岸諸国が大陸棚および排他的水域に対して有する権利を指し、これらは領域主権ではないが、経済的目的に限定された範囲内の権利である。」小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社、2011、p.1044。

(15) 単年度目標 (single-year target) のこと。Australian Government, *op.cit.*(2), p.3.

(16) 温室効果ガス排出可能量のこと。カーボン・バジェット (carbon budget. 炭素収支、炭素予算) とも呼ばれる。

場合には、当該調整された自国が決定する貢献は、オーストラリアの野心の水準の向上を示すものでなければならない。

第3章 気候変動年次報告書

第11条 この章の概要

- ・主務大臣は、気候変動年次報告書を作成しなければならない。
- ・気候変動年次報告書の写しは、連邦議会の各議院へ提出されるものとする。

第12条 気候変動年次報告書

- (1) 各会計年度の終了後6か月以内に、主務大臣は、次に掲げる事項に関する報告書を作成しなければならない。
 - (a) オーストラリアの温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた、当該年度における進捗状況
 - (b) 気候変動への対応に関連する、当該年度における国際的動向
 - (c) 気候変動政策
 - (d) オーストラリアの温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献する連邦の政策の効果及び当該政策が対象とする部門の排出を削減する連邦の政策の効果、並びに、特にセーフガード排出量及びセーフガード純排出量が、セーフガードの成果と整合的に減少しているかどうか⁽¹⁷⁾。
 - (e) オーストラリアの農村部及び地方における、同国の温室効果ガス排出削減目標を達成するための連邦の気候変動政策の影響〔。これには〕当該政策によりオーストラリアの農村部及び地方にもたらされる、社会、雇用及び経済的利益が含まれる。
 - (f) 気候変動の影響によるオーストラリアへのリスク〔。〕例えば、オーストラリアの環境、生物多様性、健康、インフラストラクチャー、農業、投資、経済又は国家安全保障に関するリスク。
- (2) 本条第1項に基づく報告書は、「気候変動年次報告書」と称するものとする。
- (3) 主務大臣は、気候変動年次報告書の作成終了後、連邦議会の各議院の5議会日以内に、当該報告書の写しを〔当該各〕議院へ提出させなければならない。

第4章 気候変動庁の助言機関としての機能ほか⁽¹⁸⁾

第13条 この章の概要

- ・気候変動庁は、主務大臣に気候変動年次報告書の作成に関する助言を行うものとする。
- ・気候変動庁は、新しい又は調整された自国が決定する貢献に含まれる温室効果ガス排出削減目標について、主務大臣に助言を行うものとする。

(17) セーフガード法により、「並びに、特にセーフガード排出量及びセーフガード純排出量が、セーフガードの成果と整合的に減少しているかどうか」の文言が追加された。

(18) セーフガード法により、「ほか」の文言が追加された。

・環境大臣は、主務大臣、気候変動次官及び気候変動庁に、所定の排出量推計値を提供するものとする⁽¹⁹⁾。

第 14 条 気候変動年次報告書の作成に関し主務大臣に助言を行う気候変動庁

- (1) 気候変動庁は、主務大臣に気候変動年次報告書の作成に関する助言を行わなければならない。
- (1A) 本条第 1 項に基づき主務大臣に行われる助言には、次に掲げる事項に関する助言を含めなければならない⁽²⁰⁾。
- (a) 気候変動年次報告書が関係する会計年度におけるセーフガード排出量及びセーフガード純排出量が、「2007 年国家温室効果ガス及びエネルギー報告法」第 3 条第 2 項 b 号、c 号及び d 号の各セーフガードの成果と整合的に減少しているかどうか〔。これには〕次の事項を考慮するものとする。
- (i) 当該会計年度における、拡大指定大規模施設又は新規の指定大規模施設の影響
- (ii) 将来の会計年度において、拡大指定大規模施設となることが見込まれる〔施設〕又は新規の指定大規模施設となることが見込まれる〔施設〕の影響
- (iii) この法律の第 15A 条に基づき気候変動庁に提出される排出量推計値
- (b) 当該会計年度におけるセーフガード排出量又はセーフガード純排出量の減少が見られない場合—〔前号の〕各セーフガードの成果を達成するために、セーフガード規則の改正が必要かどうか。
- (2) 〔助言を行うべき〕期間が、次の全てに該当する場合には、本条第 1 項に基づく気候変動年次報告書の作成に関する助言は、主務大臣及び気候変動庁の間でなされた取決めにより指定された助言期間内に行われなければならない。
- (a) 当該取決めに定められているとき。
- (b) 特定の気候変動年次報告書のための助言期間として、当該取決めにより指定されているとき。
- (3) 第 1 回の気候変動年次報告書に関し、本条第 1 項に基づき主務大臣に行われる助言を検討するに当たり、気候変動庁は、公開協議⁽²¹⁾〔public consultation〕を設けることができる。
- (3A) 次のいずれかの報告書に関し、本条第 1 項に基づき主務大臣に行われる助言を検討するに当たり、気候変動庁は、公開協議を設けなければならない。
- (a) 第 2 回の気候変動年次報告書
- (b) 〔第 3 回〕以降の気候変動年次報告書
- (4) 気候変動庁が、本条第 1 項に基づき、特定の気候変動年次報告書の作成に関し、主務大臣に助言を行う場合には、当該大臣は、報告書を作成するに当たり、その助言を考慮しなければならない。

(19) セーフガード法により、「環境大臣は、主務大臣、気候変動次官及び気候変動庁に、所定の排出量推計値を提供するものとする。」が追加された。

(20) セーフガード法により、第 14 条に第 1A 項が追加された。

(21) 公開協議とは、イギリスの公開協議制度を参考としたもので、新法制定等の主要な政策を導入するに当たって、公衆や関係団体からの一定期間の意見募集や各地での公聴会開催などを行うもの。この過程で、重要な政策課題の事実関係や利害の存在、賛否の議論が明らかにされていく。梅田久枝「オーストラリアの格差問題対策—労働党新政権の政策展開（特集 格差問題）」『外国の立法』No.236, 2008.6, p.160. <<https://doi.org/10.11501/1000235>>

- (5) 本条第4項は、主務大臣が他の助言を考慮することを妨げるものではない。
- (6) 気候変動庁が、本条第1項に基づき主務大臣に助言を書面により行う場合には、同庁は、次に掲げる事項を行わなければならない。
- (a) 当該助言が関係する気候変動年次報告書が、第12条第3項に従い連邦議会の一つの議院へ提出される日までに、当該助言の写しを同庁のウェブサイトにおいて公表すること。
- (b) 次の期限までに、当該助言の写しを連邦議会の各議院へ提出させること。
- (i) 主務大臣への助言後、[当該各]議院の15議会日以内、かつ
- (ii) 当該助言が関係する気候変動年次報告書が、第12条第3項に従い[当該各]議院へ提出される日まで。
- (7) 次のa号及びb号に該当する場合には、[主務大臣は、]c号及びd号[に掲げる事項]を行うものとする。
- (a) 気候変動庁が、本条第1項に基づき、特定の気候変動年次報告書の作成に関する助言を主務大臣に書面で提出するとき。
- (b) 主務大臣が、当該助言の一つ又は複数の重要な観点を受け入れないことを決定するとき。
- (c) 主務大臣は、当該助言のそれらの観点を受け入れないことを決定した理由を記した書面を作成しなければならない。
- (d) 主務大臣は、気候変動年次報告書の作成終了後、連邦議会の各議院の5議会日以内に、当該理由を記した書面の写しを[当該各]議院へ提出させなければならない。

第15条 新しい又は調整された自国が決定する貢献に含まれる温室効果ガス排出削減目標について主務大臣に助言を行う気候変動庁

- (1) 気候変動庁は、主務大臣からの要請がある場合には、次の事項のいずれか又は両方を主務大臣に助言しなければならない。
- (a) 気候変動庁が、パリ協定第4条に従いオーストラリアが通報する新しい国が決定する貢献に含めるべきと考える、温室効果ガス排出削減目標
- (b) 気候変動庁が、パリ協定第4条第11項に従い行われた調整の結果、オーストラリアの国が決定する貢献に含めるべきと考える、温室効果ガス排出削減目標
- (1A) 本条第1項に基づき行われる助言には、次に掲げる事項に関する助言を含めなければならない。
- (a) いずれの新しい又は調整された温室効果ガス排出削減目標及び関連政策[によりもたらされる、]社会、雇用及び経済的利益[。これには]オーストラリアの農村部及び地方[にもたらされる利益]が含まれる。
- (b) 農村部及び地方を含むオーストラリアに与える気候変動の物理的影響
- (2) 主務大臣は、少なくとも5年に一度、本条第1項a号で言及した事項について、同条同項に基づき助言を要請しなければならない。
- (2A) 連邦は、次のいずれかに該当する場合に限り、パリ協定第4条第11項に従い、2035年、2040年又は2045年の温室効果ガス削減目標を最初に含む、新しい自国が決定する貢献を通報しなければならない。
- (a) 気候変動庁が、当該目標について本条第1項に基づき助言を行ったとき。
- (b) 気候変動庁との協議の結果、パリ協定第2条に規定される事項を推進するために、当

該新しい自国が決定する貢献を緊急に通報する必要があると主務大臣が認めたとき。

備考 この要件は、自国が決定する貢献の調整には適用されない。このような調整は、第 10 条第 6 項に基づく、オーストラリアの野心の水準の向上を示すものでなければならず、当該調整についての助言は、第 15 条第 1 項 b 号に基づき要請することができる。

- (3) 本条第 1 項に基づき主務大臣に行われる助言を検討するに当たり、気候変動庁は、公開協議を設けなければならない。
- (3A) 本条第 1 項に基づき行われる助言には、温室効果ガス排出削減目標が、[次に掲げる] 世界全体の目標を含む、パリ協定第 2 条に規定された事項をどのように考慮したかについての説明を含めなければならない。
- (a) 世界全体の平均気温の上昇を、工業化以前よりも摂氏 2 度高い水準を十分に下回るものに抑えること。
- (b) [世界全体の平均] 気温の上昇を、工業化以前よりも摂氏 1.5 度高い水準までのものに制限するための努力を継続すること。
- (4) 次に掲げる事項を検討するに当たり、主務大臣は、本条第 1 項に基づき気候変動庁が行う関連する助言のいずれをも考慮しなければならない。
- (a) パリ協定第 4 条に従いオーストラリアが通報する新しい国が決定する貢献に含められるべき温室効果ガス排出削減目標
- (b) パリ協定第 4 条第 11 項に従い行われた調整の結果、オーストラリアの国が決定する貢献に含められるべき温室効果ガス排出削減目標
- (5) 本条第 4 項は、主務大臣が他の助言を考慮することを妨げるものではない。
- (6) 気候変動庁が、本条第 1 項に基づき主務大臣に助言を書面により行う場合には、同庁は、当該助言の写しを同庁のウェブサイトにおいて公表しなければならない。
- (7) 気候変動庁が、本条第 1 項に基づき主務大臣に助言を書面により行う場合には、[主務大臣は、] 次に掲げる事項を行うものとする。
- (a) 主務大臣は、当該助言後 6 か月以内に、次の事項を記載した報告書を作成しなければならない。
- (i) 当該助言に対する主務大臣の対応
- (ii) 主務大臣が、当該助言を受け入れないことを決定した場合—その助言を受け入れないことを決定した理由
- (b) 主務大臣は、当該報告書の作成後、連邦議会の各議院の 15 議会日以内に、同報告書の写しを [当該各] 議院へ提出させなければならない。

第 15A 条 主務大臣、気候変動次官及び気候変動庁に所定の排出量推計値を提供する環境大臣⁽²²⁾

ある会計年度において、次の全てに該当する場合には、環境大臣は、[本条 a 号の] 行為の実施を認可後可及的速やかに、主務大臣、気候変動次官及び気候変動庁に [本条 c 号の] 推計値を提出しなければならない。

- (a) 環境大臣が、「1999 年環境保護及び生物多様性保全法」に基づき、(同法で使用される

(22) セーフガード法により、第 15A 条が追加された。

意味における) 管理条項⁽²³⁾ [controlling provision] の適用に当たり、行為⁽²⁴⁾ の実施 [taking of an action] を認可したとき。

- (b) 環境大臣が、当該行為は、次の結果をもたらす可能性があるとして認めるとき。
- (i) 当該会計年度又は将来の会計年度において、その会計年度における指定大規模施設の操業から [排出される] 温室効果ガスのスコープ 1 排出量の増加
 - (ii) 当該会計年度又は将来の会計年度における新規の指定大規模施設 [の創設]
- (c) 本条 b 号 (i) 又は (ii) の対象となる事業者が指定大規模施設であるか若しくはそうなる可能性がある、一つ又は複数の会計年度において、当該行為の実施から [もたらされる] 温室効果ガスのスコープ 1 排出量の推計値が、環境大臣に提供されたとき。

第 5 章 この法律の適用に関する定期的見直し

第 16 条 この章の概要

・この法律の適用について、定期的に見直しを行うものとする。

第 17 条 この法律の適用に関する定期的見直し

- (1) 主務大臣は、この法律の適用について独立した見直しを実施させなければならない。
「公開協議」
- (2) 本条第 1 項に基づく見直しには、公開協議を設けなければならない。
「報告書」
- (3) 当該見直しを行う者は、同見直しの報告書を主務大臣に提出しなければならない。
- (4) 主務大臣は、当該見直しの終了後、連邦議会の各議院の 15 議会日以内に、本条第 3 項に基づく報告書の写しを [当該各] 議院へ提出させなければならない。
「第 1 回の見直し」
- (5) 本条第 1 項に基づく第 1 回の見直しは、本条施行後 5 年以内に終了しなければならない。
「第 2 回以降の見直し」
- (6) 本条第 1 項に基づく第 2 回以降の各見直しは、前回の見直しの終了後 10 年以内に終了しなければならない。
「見直しの終了時期」
- (7) 本条第 4 項、第 5 項及び第 6 項の適用に当たっては、見直しの報告書が本条第 3 項に基づき主務大臣に提出されたときに、当該見直しは終了するものとする。

(うちうみ かずみ)

(23) 「1999 年環境保護及び生物多様性保全法」第 3 章 (環境に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある行為を進めるべきか、環境大臣が決定するための判断基準を規定する。) のうち、どの規定が特定の「行為」の「管理条項」となるかは、環境大臣が決定する (同法第 75 条)。

(24) 「行為 (action)」とは、プロジェクト、開発、事業、又はその他の活動 (activity) 若しくは一連の活動 (series of activities) をいう。「1999 年環境保護及び生物多様性保全法」では、保護対象物に重大な影響をもたらす可能性のある行為を対象としている。“Glossary of terms for regulatory activities under the EPBC Act: action.” Department of Climate Change, Energy, the Environment and Water website <<https://www.dceew.gov.au/environment/epbc/publications/glossary-of-terms>>